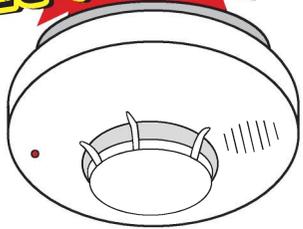


今すぐ！お宅の住宅用火災警報器を確認してください！！

交換時期
過ぎていませんか？



交換時期の目安は
10年です！

10年を経過したものは
交換をおすすめします。

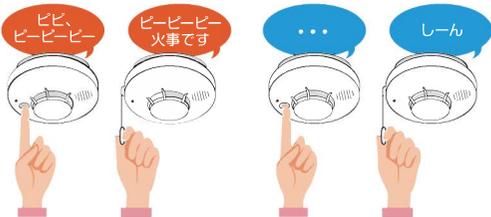


住宅用火災警報器は、古くなると電子部品の寿命や電池切れなどで、火災を感知しなくなるおそれがあります！ぜひこの機会に、設置してどれくらい経過しているか確認しましょう！

◎定期的に、作動確認をして音を聞きましょう！

1ヶ月に1回を目安に、ボタンを押す、または
ひもを引いてみましょう。

◎新しい住宅用火災警報器に交換したら、
設置年月日を記入しましょう！



記入例
設置年月 2016年 3月

正常な場合は、音が鳴ります。音が鳴らない場合は、電池切れか故障です。設置から、10年以上経過している場合は、本体交換をおすすめします。

- 火災警報器の種類によって、細かい注意点が異なりますので、取扱説明書を大切に保管し、必ずご確認ください。
- 作動確認など高所で作業する場合は、転倒や落下などの危険があるため、安定した足場を確保してください。

その他の疑問点などは、お気軽に下記の住宅用火災警報器相談室、各取扱説明書記載窓口または消防署までお問い合わせください。

「住宅用火災警報器相談室」	<フリーダイヤル> 0120-565-911	<受付時間> 平日 9時～17時 (12時～13時の間を除く)
---------------	---------------------------	---------------------------------------

消防局予防課 TEL.(086)234-1199 中消防署 TEL.(086)275-1119
北消防署 TEL.(086)226-1119 東消防署 TEL.(086)942-9119
西消防署 TEL.(086)256-1119 南消防署 TEL.(086)262-0119

予防課ホームページ <http://www.city.okayama.jp/shoubou/yobou/>

STOP! 火災による死者!

設置していますか?
住宅用火災警報器!



すべての住宅に設置する義務があります!!



火災による死者の大半は、住宅火災によるもので、その多くは就寝中などにより発見が遅れる「逃げ遅れ」が原因です。

そのため、火災の早期発見に有効な「住宅用火災警報器」の設置が消防法で義務化されています!

設置していて良かった 住宅用火災警報器!

就寝中に警報音で目覚めた
奏功事例



夜中に子どもが、ライターで火遊びをして紙製品に着火した火災では、寝ていた母親が警報音に気づき、消火器で初期消火に成功しました。

出火場所以外の場所にいた
居住者が警報音に気付いた
奏功事例



仏壇のろうそくに火をつけてその場を離れ、目を離している際に発生した火災では、入浴中の住人が警報音に気づき水道水で初期消火に成功しました。

隣人が警報音に気付いた
奏功事例



高齢者の寝たばこにより、発生した火災では、隣人が、警報音に気づき通報、駆けつけた警察官に救出されて、軽い熱傷で済みました。

その他にも住宅用火災警報器を設置していて、被害を未然または最小限にとどめたという事例が多数あります。岡山市消防局管内で発生した奏功事例は、予防課のホームページをご参照ください。

まだ設置していない方



大切な**命・財産**を守るため
すぐに設置をして下さい!!

消防設備取扱店、インターネット、
ホームセンター、電気店などで購入できます。



または  の表示があるものをおすすめします!



すでに設置している方

設置が義務付けられている場所は、**寝室と階段**です!

寝室 煙感知式を設置してください。

就寝に使う**すべての**部屋に設置が必要です。
※日中、「居間」などとして使用していても、夜間に就寝する部屋は含まれます。

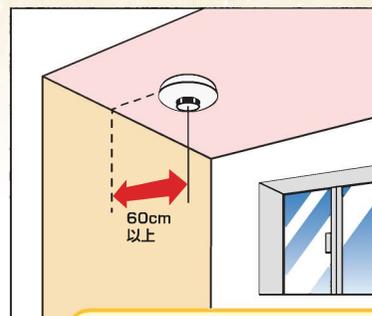
階段 煙感知式を設置してください。

寝室が2階以上にある場合は、階段にも設置が必要です。

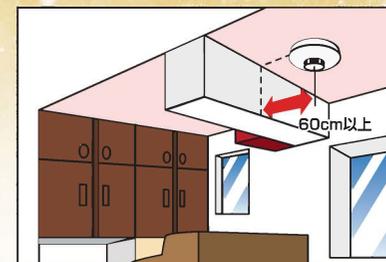


※台所への設置については、任意です。

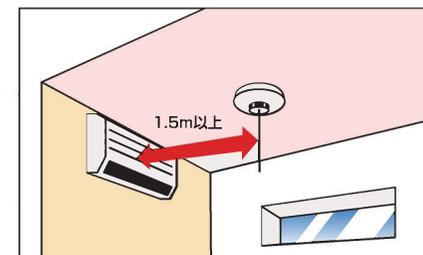
設置位置



住宅用火災警報器の中心が、
壁から60cm以上離れた位置に
設置

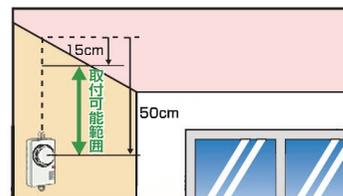


住宅用火災警報器の中心が、
はりから60cm以上離れた位置に設置



住宅用火災警報器の中心が、換気口等の
空気吹き出し口等からおおむね1.5m以上
離れた位置に設置

天井への設置が難しい場合は、
壁へ設置してください。



壁に設置する場合は、天井から15～50cm以内に
住宅用火災警報器の**中心**がくるようにしてください。
(詳しくは取扱説明書をご覧ください。)

廃棄方法

家庭から排出されるものに限りです。※事業所からの排出物は対象外です。

岡山市

本体と電池を別にして
本体 → 小型家電として各自で回収所などへ持ち込み
電池 → 資源物ステーションへ (建部地域は除く)
※+極と-極を絶縁処理してください。

詳しくは、環境局 環境事業課086-803-1321または086-803-1298まで



吉備中央町

本体ごと不燃ごみ
※電池は、できるだけ販売店のリサイクル回収へ
詳しくは、住民課 生活環境班 0866-54-1316 まで

